

高知市内  
指定障害福祉サービス事業者様

高知市障がい福祉課

令和7年度からの給付費算定等に係る届出について（通知）

日頃は本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、前年度実績により体制等状況が変更となる基本報酬及び加算等（以下、「加算等」という。）、報酬改定により新設された加算については、下記提出期限までに届け出ることにより4月1日に遡及して算定が可能となっております。

また、体制等状況が変更とならない場合でも、算定誤りを防止するため提出いただく加算等もごいますので、4月からの体制等状況について下記内容をご確認のうえ、届出いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- 1 対象となる加算等 前年度の実績を届け出ることが条件となっている加算（別紙参照）
- 2 算定要件 当該加算等を4月より新たに算定することについて、利用者等に十分な説明を行い、周知が図られていること。
- 3 提出書類 ①介護給付費等算定に係る体制等に関する変更届出書（様式第43号）  
②介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表  
③各加算届出様式 ④勤務形態一覧表  
⑤前年度利用者数調査票（通所系・入所系障害福祉サービスに限る）  
⑥その他必要な資料  
※様式については高知市障がい福祉課ホームページに掲載しております。
- 4 提出期限・提出方法 提出期限：令和7年4月15日（火）  
提出方法：持参または郵送（消印有効）
- 5 その他留意点 ・前年度利用者数に対する現年度の人員配置については、各事業者において確実にご確認をお願いします。  
・報酬告示や留意事項で算定要件を十分ご確認のうえ、届出をお願いします。  
また、人事異動等に伴い、加算が算定できなくなる場合は速やかに届出をお願いします。

高知市障がい福祉課 地域生活支援室 障がい福祉サービス担当  
〒780-8571 高知市本町5丁目1-45 担当：西成・渋谷  
TEL：088-823-9378 / FAX：088-823-9370

## 別紙

届出を要する基本報酬・加算等	生活介護	施設入所支援	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	就労定着支援	共同生活援助	相談	短期入所
基本報酬区分				◎	◎	◎		◎ 地域移行支援のみ	
就労移行支援体制加算	○		○		○				
移行準備支援体制加算(Ⅰ)				○					
目標工賃達成加算					○ B型のみ				
重度者支援体制加算					○				
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	○	○	○	○	○		○		
就労定着実績体制加算						○			
高次脳機能障害支援体制加算	○	○	○	○	○		○		
夜勤職員配置体制加算		○							
夜間支援等体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)対象者数			○				○		

◎ 体制変更の有無に関わらず提出必須

○ 新たに算定する場合、引き続き算定する場合に提出(算定を終了する場合は速やかに提出)